2.6.2　フリーボードについては、隔壁甲板の端又はフリーボード甲板の端が、それぞれ、船舶が五度以下の横傾斜により没水するようなものの場合には、隔壁甲板上又はフリーボード甲板上の閉囲された貨物区域の排水は、高水位警報装置及び適当な船外排出設備を有する十分な容量のある適当な区域へ導かれなければならない。さらに、次のことを確保する。

.1　自由水が不要に滞留しないように、排水口の数、大きさ及び配置を定めること。

.2　旅客船又は貨物船に対してこの第三十五―一規則が要求する排出設備は、できる限り固定式加圧水噴霧装置に対する要件を考慮に入れること。

.3　石油又は他の危険物により汚染された水は、機関区域又は発火源のある他の区域に排出しないこと。

.4　閉囲された貨物区域が炭酸ガス消火装置により保護されている場合には、甲板排出口には消火ガスの漏出を防ぐ措置をとること。

3　旅客船

3.1　2.1の規定により要求されるビルジ排水設備は、船舶が直立状態にあるか横傾斜しているかを問わず海難後に起こることのあるあらゆる状態において、操作し得るものでなければならない。このためには、船首尾にある、一の吸水管で十分な狭い区画室のほかは、原則として側部吸水管を取り付ける。通常の形状でない区画室については、吸水管の増加を要求することができる。いずれの区画室についても、その内部の水が吸水管に達し得るように措置をとる。特定の区画室について、排水設備を設けることが好ましくないと主管庁が認める場合において、この章の第七規則及び第八規則の規定により行われる計算によつて船舶の残存性が損なわれないことが証明されるときは、主管庁は、排水設備を省略することを許すことができる。

3.2　ビルジ主管に連結する少なくとも三の動力ポンプを設ける。そのうちの一は、主機により駆動させることができる。標準数が三十以上である場合には、追加の一の独立動力ポンプを設ける。

ビルジ・ポンプ数は、次のとおり計算する。

P1がPより大きい場合には、

$$\text{bilge pump numeral} = 72 \cdot \left[\frac{M+2P_1}{V+P_1-P}\right]$$

その他の場合には、

$$\text{bilge pump numeral} = 72 \cdot \left[\frac{M-2P}{V}\right]$$

この場合において、

Lは、この章の第二規則に定義する船舶の長さとし、メートルで表す。

Mは、この章の第二規則に定義する機関区域であつて隔壁甲板の下方にあるものの容積とし、立方メートルで表す。内底の上方及び機関区域の前方又は後方に位置することができる常設燃料油タンクがある場合には、この容積を加える。

Pは、手荷物室、貯蔵品室、食料品室及び郵便室を除くほか、旅客の居住及び使用に充てる隔壁甲板の下方の旅客区域及び乗組員区域の容積とし、立方メートルで表す。

Vは、隔壁甲板の下方にある船舶の全容積とし、立方メートルで表す。

$P1 = KN$

この場合において、

Nは、船舶が認められている旅客の数とする。

Kは、〇・〇五六Lとする。

ただし、KNの値がPと隔壁甲板の上方の実際の旅客区域の全容積との和より大きい場合には、P1として用いる値は、この和又は$\frac{2KN}{3}$のいずれか大きい方の値とする。

3.3　実行可能なときは、動力ビルジ・ポンプは、一の損傷によつては容易に浸水しないような配置又は位置の別個の区画室に取り付ける。主機、補助機関及びボイラーが二以上の区画室にある場合には、ビルジ排水に利用し得るポンプは、できる限りこれらの区画室に分散して配置する。

3.4　長さ九十一・五メートル以上又はビルジ・ポンプ数三十以上の船舶については、船舶が耐えることを要求されるあらゆる浸水状態において少なくとも一の動力ビルジ・ポンプを利用し得るように、例えば、次のいずれかの措置をとる。

.1　要求される動力ビルジ・ポンプの一を、隔壁甲板の上方に動力源を有する信頼性のある潜水型の非常動力ビルジ・ポンプとする。

.2　動力ビルジ・ポンプ及びその動力源を、損傷を受けない区画室内の少なくとも一の動力ビルジ・ポンプを利用し得るように、船舶の全長にわたつて配置する。

3.5　要求される動力ビルジ・ポンプについては、船首尾区画室用としてのみ設ける追加のポンプを除くほか、2.1の規定により排水することを要求されるいずれの場所からも排水するように措置をとる。

3.6　各動力ビルジ・ポンプは、水を毎秒二メートル以上の速さで要求されるビルジ主管の中を通すものでなければならない。機関区域内にある独立動力ビルジ・ポンプには、その区域の各場所からの直接吸水管を取り付ける。ただし、いずれの場所においても、二を超える直接吸水管を必要としない。二以上の直接吸水管を取り付ける場合には、少なくとも一を各舷に取り付ける。主管庁は、他の区域にある独立動力ビルジ・ポンプに別個の直接吸水管を取り付けることを要求することができる。直接吸水管は、適切に配置するものとし、機関区域内の直接吸水管は、ビルジ主管について要求される径よりも小さい径のものであつてはならない。

3.7.1　機関区域においては、3.6の規定により要求される直接吸水管のほかに、主循環ポンプから機関区域の排水水位まで達しかつ逆止弁を取り付けた直接吸水管を取り付ける。直接吸水管の径は、蒸気船については、主循環ポンプの入口の径の少なくとも三分の二に相当する径とし、内燃機船については、主循環ポンプの入口の径と等しくする。

3.7.2　主循環ポンプに7.1.2にいう直接吸水管を取り付けることが不適当であると主管庁が認める場合には、利用可能な最大の独立動力ポンプから機関区域の排水水位まで達する非常直接吸水管を取り付ける。非常直接吸水管の径は、使用される独立動力ポンプの入口の径と等しくする。非常直接吸水管に連結された独立動力ポンプの能力は、要求される動力ビルジ・ポンプの能力よりも主管庁の十分と認める量だけ大きくする。

3.7.3　海水吸入管及び直接吸水管の弁棒は、機関室の床から十分に上方に達するものでなければならない。

3.8　ポンプに連結するすべてのビルジ吸水管は、他の管から独立のものでなければならない。